



平成25年 第5回臨時会

会 議 録

(平成25年7月30日)

枕 崎 市 議 会

平成 25 年
枕崎市議会第 5 回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1 日間（7 月 30 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
7 月 30 日（火）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成25年7月30日)

平成25年枕崎市議会第5回臨時会

議事日程（第1号）

平成25年7月30日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	131	財産の取得について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員

8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

5 番 清 水 和 弘 議員
15 番 牧 信 利 議員

6 番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
本 田 親 行 財政課長
厚 石 賢太郎 警防課長兼消防署長
沖 園 良 二 消防署参事補兼小隊長
橋之口 寛 監査委員事務局長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
中 村 責 郎 消防長
中 原 浩 二 消防総務課長兼消防団係長
田野尻 武 志 監査委員
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成25年第5回臨時会が本日招集されましたが、出席議員13人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、7番禰占通男議員、9番沢口光広議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第131号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、消防本部に配置する救助工作車及び救助用資機材を取得するため、枕崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

その他、議案の主な内容につきましては、消防長が説明いたします。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○中村貞郎消防長 財産取得に係る議案につきまして、私のほうから主な内容を説明いたします。

今回取得する救助工作車1台及び救助用資機材一式について、まず、その取得金額は議案書にありますとおり、総額で7,497万円であります。国の緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し取得するもので、その補助金額は2,342万5,000円となっております。

次に、取得する車両及び資機材の内容について説明申し上げますと、まず、救助工作車については、上昇式照明及びクレーン装置等が装備された緊急消防援助隊としての基準に適合する車両となっております。

また、資料を配付いたしましたとおり、救助用資機材についても、緊急消防援助隊は、資機材ごとに整備すべき基準個数が定められていることから、その基準に適合するように整備を行うものであります。その資機材の整備に当たっては、現在所有している資機材のうち、今後も使用できるものは載せかえを行い、経年劣化が見られるものについては、交換しようとするものであります。交換を行う資機材につきましては、救助工作車が緊急消防援助隊として市外に派遣された場合等を考慮し、予備資機材として活用することとしております。

提出しました資料について、若干御説明申し上げますと、縦に四つの枠となっております。左の三つの枠が、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令別表第1で定められた資機材でございます。一番右側の枠が、省令別表第2で定められた緊急消防援助隊の必須の資機材であります。また、中ほどに地域の実情という欄がありますが、これは、地域の実情に応じて、必ずしも整備しなくてよい資機材であります。枠の中には、品名、必要個数、現有数、整備数となっております。必要個数のところが基準数のこととあります。現有数は、現在の工作車に積載してある個数であります。3番目の整備数というところが、今回、整備する個数でありまして、整備

数がゼロとなっている資機材は、載せかえて対応する資機材であります。

なお、これらの車両及び資機材につきましては、平成25年12月27日までに納品される予定であります。

以上、概略説明いたしました但、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思ひますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います但、質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○7番禰占通男議員 この機材の種類の中に、大幅に数がふえているところ、カラビナの必要
性と、それから救命ボート、船外機というのがありますけど、これは、工作車に搭載可能か。

そして、クレーンつきということになっていたんですが、これは、車両積載の専用灯光器とい
うのはついていないのか、そこら辺を御説明をお願いします。

○中村責郎消防長 まず、カラビナの数字のことでありますが、必要個数が20となっておりま
して、現有個数が24、これにつきましては、必要個数といひますのは、最低装備する最低の数字
でございまして、それ以上に、予備に、今4個装備しているわけですが、そのうち13個が経
年劣化が認められるということで、13個を更新していきたいというふうに考えております。

それから、船外機及びボートにつきましては、車載をできるようになっております。

また、灯光器につきましては、先ほども申し上げましたが、車体の屋上から上昇して火災現場
等で照明できるような装置になっております。

○7番禰占通男議員 工作車をまあ一応、入札するに際して、この入札相手というのは、何者で
行われているんですか。

○中村責郎消防長 入札につきましては、4者で執行しております。

その選定理由につきましては、県内の代理店で過去5年間に九州管内に納車の実績がある者。
また、車両の施工能力、技術及びすべての救助資機材を調達できること。それから、故障時の迅
速な対応が可能なことなどを勘案して、4者を選定しております。

○9番沢口光広議員 4月1日から消防の単独化になったんですけど、こうして、やっぱり消
防・救急、いろんな装備品が必要かと思われるんですが、まだまだ装備品の不足が、私は考えら
れると思うんですけど、当局の見解をお願いいたします。

○中村責郎消防長 単独消防になりまして、現在では、組合自体に救急車が2台でしたけれども、
そのほかに予備車を1台準備しまして、今のところ資機材については、不足等は生じておりませ
ん。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○3番豊留榮子議員 この救急工作車、これの活用状況といひますか、どのような場面に活用さ
れているのか。今、先ほど出ましたけれども、本当このいっぱい項が書かれているんで、私ら、
ちょっと把握できない点もあるんですが、これで本当に人命救助ができるのか。

今までで一番困難であった事故ですとか、そんなことがありましたら教えてください。

○中村責郎消防長 工作車の活動につきましては、先般の本会議でも申し上げましたが、交通事
故現場等で傷病者が挟まれていると、救出が必要な場合等に出動をしております。それから夜間

の火災現場等の照明、それから農機具、工場内での機具に挟まれた事案、そういったのに出動しております。

出動状況としましては、昨年1年間で、火災を含めまして29件出動をしております、6名を救助しております。

内容につきましては、重傷者が1名、中等傷者が4名、軽傷者が1名というような内容でありまして、一番困難な事例といいますのは、やはり交通事故等で、傷病者が挟まっているというような状況があったかと思えます。

○3番豊留榮子議員 それと、この入札の件なんですけれども、4者あったということですが、その入札の提示額とかいうのは、教えていただけますか。

○中村責郎消防長 入札額であります、A者が7,140万円、B者が7,210万円、それからC者が7,235万円、それからD者が7,240万円というふうになっております。これは、税抜きの価格でございます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○14番吉嶺周作議員 資料で放射線測定器が、必要個数1のところは3個あるんですけど、本市で使用したことがあるんでしょうか。

○中村責郎消防長 本市では、使用したことはありません。

○7番禰占通男議員 この機材でわからないのが2点あるんですけど、その説明をお願いしたいんですが、マンホール救助器具と流水救助器具一式というのがわからないんですけども、説明をお願いいたします。

○中村責郎消防長 マンホール救助器具と申しますのは、道路の路面等にありますマンホールのふたをあける器具でございます。

それから、流水救助器具一式といいますのは、救助隊が川等でおぼれた水難者を救助するための救助浮環とか、そういったものの救助資器材ということでございます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第131号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成25年第5回臨時会を閉会いたします。

午前9時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 沢 口 光 広